

入所が非常に困難な介護入所施設である

「特養(特別養護老人ホーム)」の待機者について

21. 1. 13 矢島義恭

- ◇ 「特養」は他の施設と異なり、諏訪広域連合の会議で入所者が選定されます
 - ▽ 空きがでて入所者を選ぶとき、申込み順の早い遅いは問題にされません
 - ▽ 選定基準 介護の困難な状況によって優先順位が決まります
 - * 介護度の重さや認知症の度合い 徘徊、昼夜逆転
入所者の約70%は要介護度4、要介護5の重度者です
 - * 一人暮らしや老々介護などが重視され、介護する家族がいると低くなります
 - * その他

- ◇ 待機者が多くいて、「特養」は入所が非常に困難な介護入所施設です
 - * 入所を希望しながら待っている待機者数は、総定員数を上回っています
20年9月時点で、12施設の総定員796人に対し、待機者が972人
 - * いつになるか入所の目処がたたない待機者が沢山います
 - * 待ちきれない待機者で経済力のある方は、月額利用料20万円前後の介護付き終身対応の「有料老人ホーム」や「高齢者賃貸住宅」には空室があって容易に入所できますので、そうした施設を利用できます

- ◆ 低所得者には、「特養」など減免措置のある施設以外への入居は困難です
 - * 減免のない施設は殆どが利用料月額10万円以上になり、低所得者には長期の利用は困難です。「特養」は低所得者に対する施設利用料の減免が受けやすく、国民年金だけでも終身安心して暮らせる施設です
 - * 一人暮らしや老々介護・認々介護・家族介護をされていて要介護度が重くなり、自宅での介護が限界になって入所を求めても「特養」不足で入居できなければ、低所得者は共倒れなどの「介護地獄」や居場所が見つからない「介護難民」となってしまいます

次頁からのレポートの INDEX

各 A4判1枚

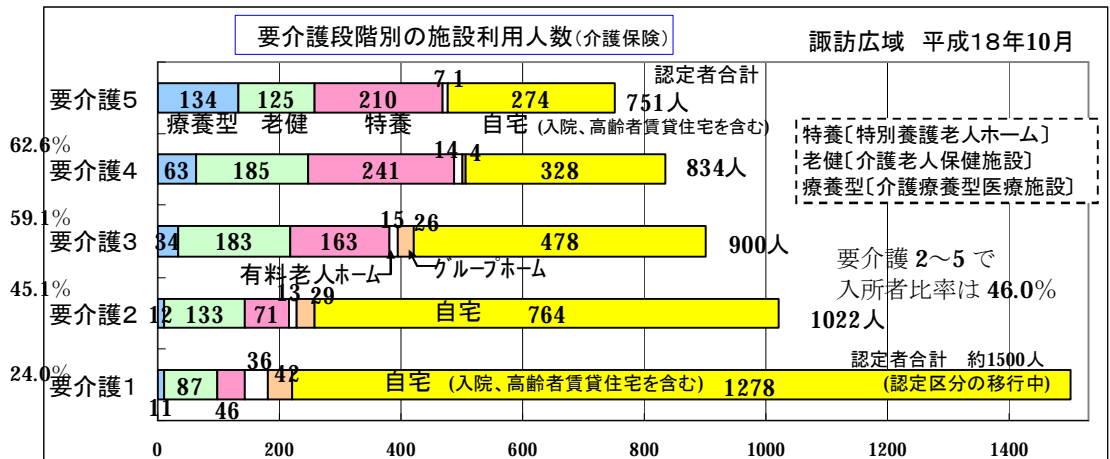
- 2頁 自宅での介護が困難になった高齢者の 行き場所の不安
- 3頁 「特養」は低所得者でも利用できる介護入所施設
- 4頁 高額になった介護入所施設の利用料金
- 5頁 減免のある介護施設しか利用できない要介護者が沢山います
- 6頁 「特養」の月額利用料の決まり方と料金表
- 7頁 経済力があれば介護入所施設を選択できます、(資料)施設一覧表

注) 多少、重複する部分があります

自宅での介護が困難になった高齢者の 行き場所の不安

20.12.29 矢島義恭

A. 要介護度が重くなると居宅介護が困難になり、介護入所施設の利用者が多くなります

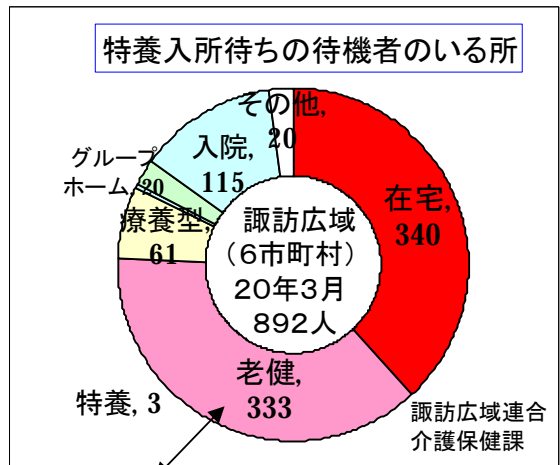


B. 終身利用可能な「特養」には、利用したくも入所出来ない入所待ち待機者が増え続けています

特養入所待ちの待機者数の推移

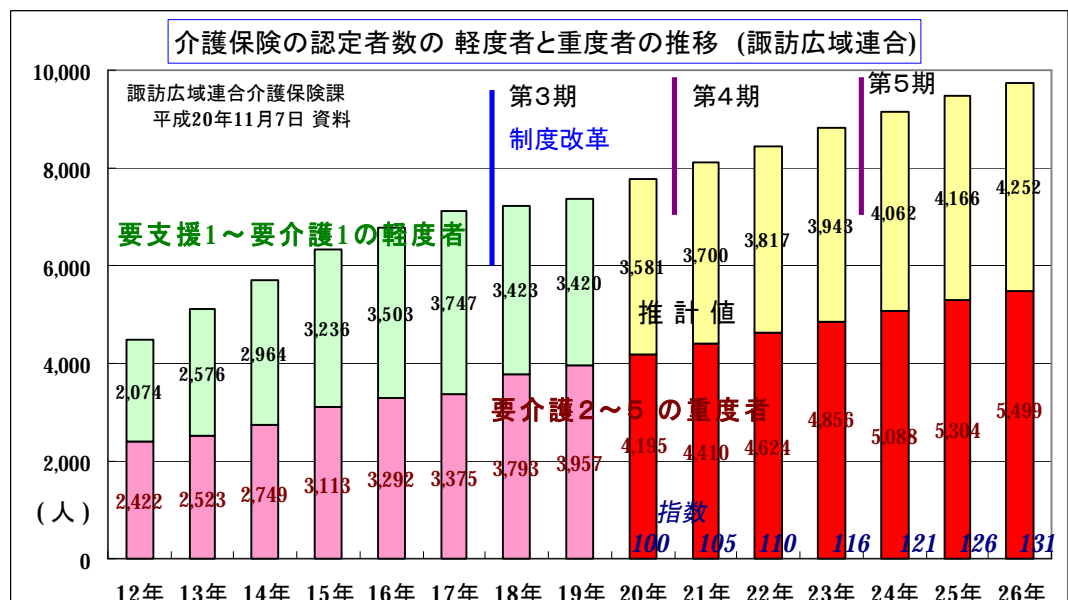
| 特養 | 待機者人数 | 内訳 | |
|-------|-------|------|----------|
| | | 在宅から | 老健等の施設から |
| 18年4月 | 720 | 320 | 400 |
| 19年4月 | 792 | 287 | 505 |
| 19年9月 | 833 | ** | ** |
| 20年3月 | 892 | 340 | 552 |
| 20年9月 | 972 | ** | ** |

資料) 諏訪広域連合介護保険課



- 補1 20年10月現在の施設定員: 特養 796人、老健 771人、療養型 180人 (諏訪広域6市町村) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 144人 計 1,891人
- 補2 施設の利用者負担が高額になるなか、低所得者にとって特養は減免措置がうけて入所できる施設
- 補3 現在の施設利用者は要介護2～5の認定者の約45%ですが、国の施設整備目標は平成26年時点で37%にと縮小されました(参酌標準)。従って利用希望者が増えても施設整備は停滞します。

C. 後期高齢者数の増加で、心身の衰えた「介護保険の要介護認定の重度者」は増加し続けます



「特養」は低所得者でも利用できる介護入所施設

—— なぜ「特養」入所を希望する待機者が多く、さらに増え続けるのか ——

20. 1. 4 矢島義恭

A 「特養（特別養護老人ホーム）」待機者の80%は年金年収150万円以下の低所得者です

自宅での介護が困難になりやむなく施設入所を希望する要介護高齢者は、配偶者のいない80歳90歳代の女性が多数を占め、厚生年金受給者は少なく最高で80万円以下の国民年金受給者が多い。

年収150万円以下で住民税非課税になる低所得者は65歳以上高齢者の56.7%と約半数ですが、特養の待機者では80%と高い比率になります。

B 月額利用料10万円以上の「グループホーム」や20万円前後の「有料老人ホーム」「高齢者賃貸住宅」は、低所得者には利用困難な、或いは長期利用困難な介護入所施設

低所得だが、特養入所を待ちきれず「グループホーム」に入所している待機者も多い

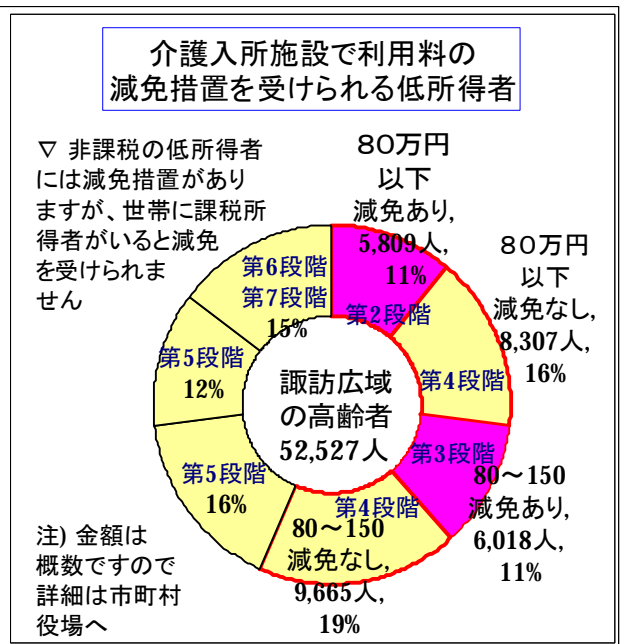
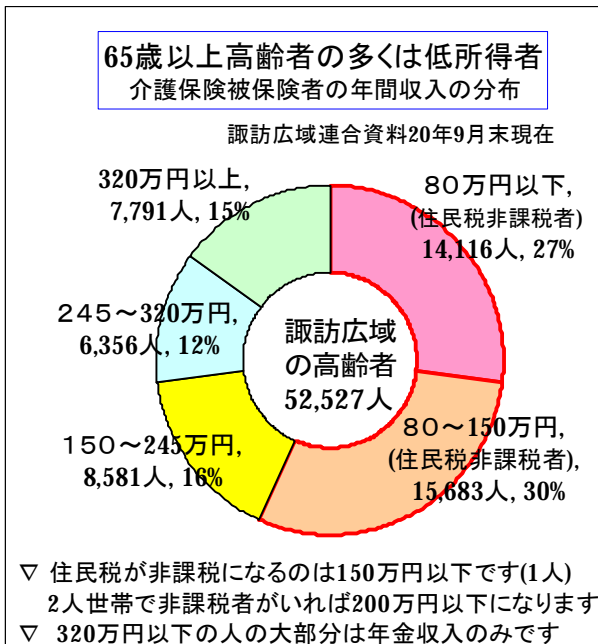
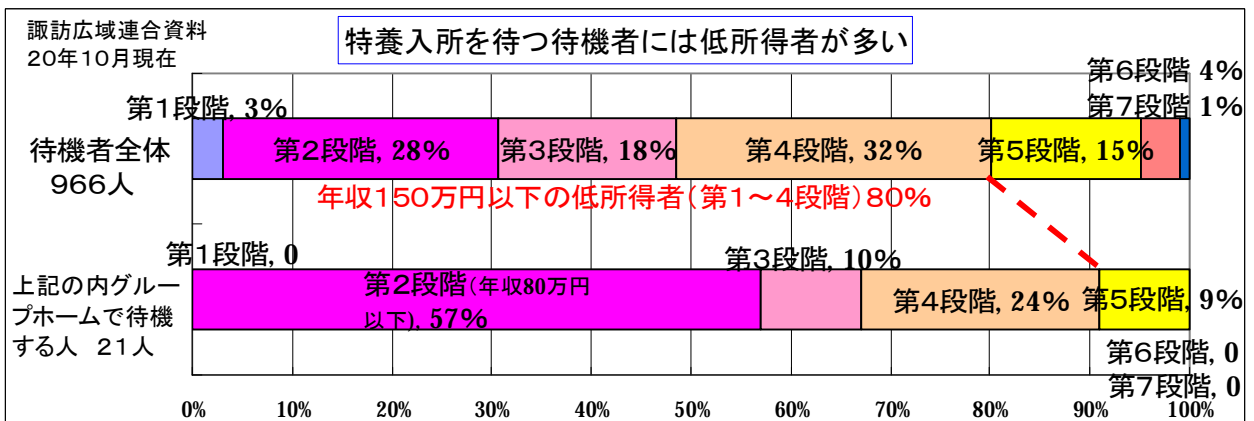
C 「老健（介護老人保険施設）」の入所定員のうち43%が「特養」の待機者です

待機者が多く入所困難な「特養」に入所できず、「老健」に入所している待機者が多い。

長期入所も可能になりましたが、本来3か月という期限付きの入所施設なので入所契約が短期になり、入所打ち切りの不安が本人や家族につきまとう。一人暮らしや世帯全員非課税の利用者には入所者の利用料金に減免措置がありますが、それ以外の低所得者は減免措置を受けにくい。

D 「特養」は低所得者にとって、利用料の減免措置を受けながら暮らせる施設

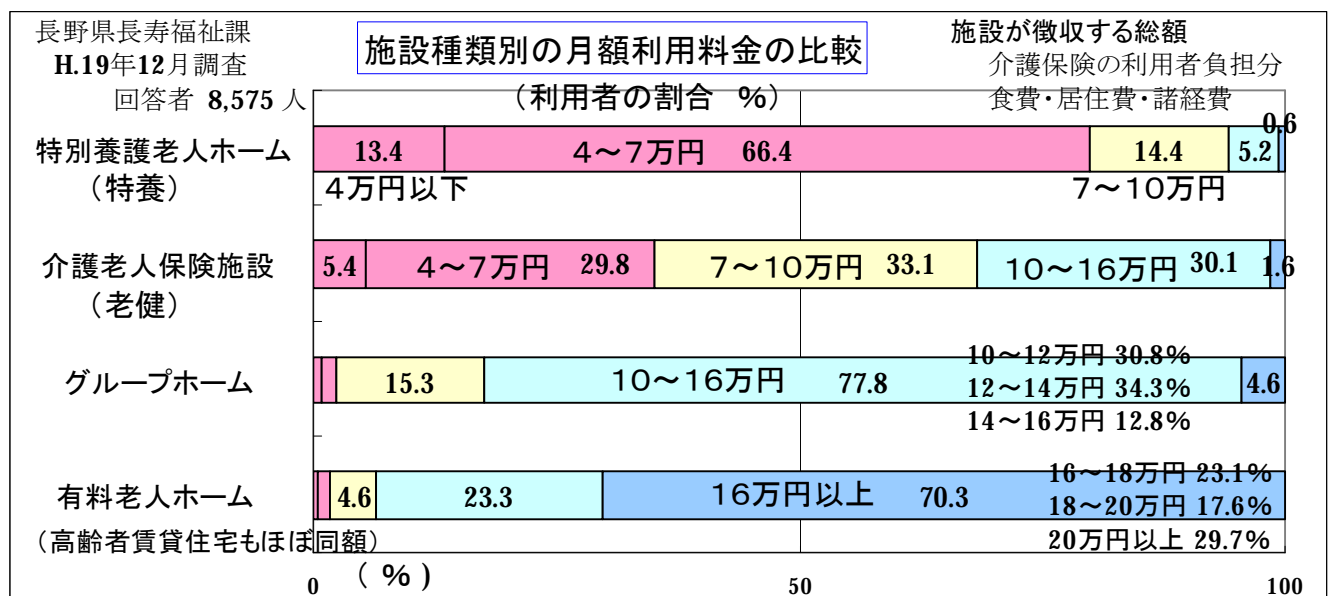
「特養」もユニット個室の新しい施設は月額利用料14～15万円前後と高額になりましたが、住民税非課税の低所得者は、終身施設なので住民票を移して一人世帯になり、利用料の減免措置を受けることができます。それは、国民年金の範囲で負担可能な金額です。



高額になった介護入所施設の利用料金

介護保険の介護施設には低所得者に対し各種の軽減措置があります。特養【特別養護老人ホーム】は一人世帯として本人の所得のみを対象にできるので軽減措置をうけやすく、利用料が4～7万円に集中して国民年金のみの利用者でもなんとか負担できる金額になっています。老健では特養のような軽減措置を受けにくいため7万円以上が多くなり、グループホームには軽減措置がないため大部分が10～14万円になります。新設のユニット型個室の特養や老健では概ね13万円以上になるなど、平成18年改革以来利用者負担は高額になりました。

居住費や管理費・食費の全額が利用者負担になる有料老人ホームや介護対応の高齢者専用賃貸住宅では、多くが16万円以上の利用料で約30%は20万円以上必要です。この他にも高額入居金が必要になることもあり、長期の介護期間を考えると一般の家庭ではなかなか負担できる金額とはいえません。それでも最近では、入居金なしや月額利用料金を低く抑えた施設も出てきました。



減免のある介護施設しか利用できない要介護者が沢山います

——所得段階区分と利用可能な介護入所施設—— 20.12.18 矢島義恭

- ◇ 利用者の入所期間 終身の多い「特養」では平均して4年半といわれ、長期間の入所になります。
- A 第1～第3段階の減免措置がある要介護者 (全体の 22.5%) 注) 貯蓄は考慮外とします
 「特養」や「老健」は減免措置があるので利用できますが、減免がきかないために負担月額が10万円以上になる「グループホーム」や「有料老人ホーム」などは利用が困難です。非課税限度額に近い収入や貯蓄があれば「グループホーム」利用が可能になる場合もあります。
- B 減免措置のない第4段階の要介護者 (34.2%) [80万円未満と80万円以上がほぼ半々]
 世帯に住民税課税者がいるために、本人の収入が少なくても、減免措置を受けることができません。世帯にいる課税者が家族の生計費を賄う程度の所得であれば、10万円以上の負担額になる「グループホーム」・「有料老人ホーム」などは困難ですが、1人世帯に分離して減免をうけられる「特養」や短期の「老健」は利用できます。諏訪広域で「特養」の入所待ち待機者の80%は第4段階までの人です。家族による多額の経済的支援ができれば、「有料老人ホーム」などの施設も利用可能です。
- C 第5段階で家族に高所得者がいない要介護者 (28.4%)
 「グループホーム」なら利用可能になり、高めの人は「有料老人ホーム」なども可能になります。
- D 第6段階以上の高所得の要介護者 (14.8%)
 「有料老人ホーム」「高齢者賃貸住宅」(空室がある)をはじめ、どの施設でも利用可能です。

所得段階区分と利用者負担金の減免措置の有無 本人が年金収入のみとした場合

| | 1段階 | 2段階 | 3段階 | 4段階 | 5段階 | 6段階 | 7段階 |
|-----------------|----------------|---------|------------|--------------------------|-------------|-------------|---------|
| 本人収入(概算)と住民税の課税 | 生活保護 | 0円～80万円 | 80万円～150万円 | 0円～150万円 | 150万円～320万円 | 320万円～560万円 | 560万円以上 |
| | 本人は非課税 | | | (注) | 本人が課税される | | |
| 本人以外の課税者 | 世帯全員も非課税 | | | 世帯に課税者がいる (世帯に課税者がいなくとも) | | | |
| 減免有無 | 利用者負担金に減免措置がある | | | 減免措置がない | | | |
| 被保険者の構成比 | 0.4% | 10.6% | 11.5% | 34.2% | 28.4% | 10.6% | 4.2% |
| | 小計 22.5% | | | | | 小計 14.8% | |

(注) 3, 4段階の非課税限度額約150万円は、非課税の控除配偶者がいると約200万円になります

| 長野県長寿福祉課 H.19年12月調査 回答者 8,575人 | 施設種類別の月額利用料金の比較 | | 施設が徴収する総額 介護保険の利用者負担分 食費・居住費・諸経費 | |
|--------------------------------------|-----------------|--------------|--|---------------|
| | (利用者の割合 %) | | | |
| 特別養護老人ホーム (特養) | 13.4 | 4～7万円 66.4 | 14.4 | 5.2 |
| | 4万円以下 | | 7～10万円 | |
| 介護老人保険施設 (老健) | 5.4 | 4～7万円 29.8 | 7～10万円 33.1 | 10～16万円 30.1 |
| | | | 10～12万円 30.8% | |
| グループホーム | 15.3 | 10～16万円 77.8 | 12～14万円 34.3% | 4.6 |
| | | | 14～16万円 12.8% | |
| 有料老人ホーム (高齢者賃貸住宅もほぼ同額) | 4.6 | 23.3 | 16万円以上 70.3 | 18～20万円 17.6% |
| | | | 20万円以上 29.7% | |

〔特養〕特別養護老人ホームの利用者負担額

所得や部屋のタイプによって負担額が違います 21. 2.10 諏訪市福祉のまちづくり市民協議会

A 世帯に住民税課税者のいる利用者は第4段階の負担額で、大幅に増え高額になりました

- ア. 第4段階では食費と居住費が施設と利用者の契約で決まるので、施設によって異なります。
- イ. 下の表の負担額以外に、理美容代、教養娯楽費、日常生活用品などが実費徴収となります。介護度によっても1割負担額は若干異なります。
- ウ. 「老健(介護老人保健施設)」や「介護療養型医療施設」では、第4段階の方は数千円から2万円位、利用者の負担額が多くなります。

B 低所得の方には利用者負担金の減免措置があります

申請が必要

- ア. 減免を受けられる低所得者とは、本人を含め世帯全員[住民票]が住民税非課税の場合です。
- イ. 住民税非課税は、1人世帯で年間所得約150万円、2人世帯では約210万円以下です。条件がありますので、本人や世帯員の課税・非課税は市町村の担当係に問い合わせてください。
- ウ. 本人の年間所得などで下記表の第1から第3段階までの区分があり、負担額が異なります。
- エ. 終身対応の特養では、家族と世帯を分離して1人世帯になっている利用者が多く、国民年金の収入だけの利用者は第2段階になります。国民年金の最高額は年額79万円です。
- オ. 諏訪の施設では、新しく建設された洗心荘・第2グレイスフル岡谷・白駒の森などは全室ユニット型個室で、その他は大部分が多床室(2~4人の相部屋)です。
- カ. 「老健」や「介護療養型医療施設」にも低所得者の減免措置があり、負担金は「特養」とほぼ同額です。グループホームには減免措置がありません。

C 減免を受けられる低所得者の段階区分 (第1~第3段階の3区分)

| | |
|------|---|
| 第1段階 | 生活保護受給者と、老齢福祉年金受給者(世帯全員が市町村民税非課税) |
| 第2段階 | 本人年金収入80万円以下の人で、なおかつ世帯全員が市町村民税非課税である人 |
| 第3段階 | 年金収入が80万円以上あるが本人の市町村民税が非課税の人でなおかつ世帯全員が市町村民税非課税である人と、特例減額措置を受けている人 |
| 第4段階 | 本人が住民税を課税されるか、非課税でも世帯に住民税課税者がいる人(減免がない) |

低所得の1人世帯の高齢者は減免をうけやすくなります

D 利用者の負担金額の表 (要介護5の人の月額概算)

| 所得 | 部屋のタイプ | 要介護5の利用者負担合計 | 内訳 | | |
|---------------------------|----------------|--------------|--------|--------|-----------|
| | | | 食費 | 居住費 | 介護保険の1割負担 |
| 第4段階 (減免がなく、施設によって異なる) | 多床室(従来施設) | 99,000円 | 55,000 | 13,000 | 31,000 |
| | ユニット型個室(新施設)標準 | 133,000円 | 42,000 | 60,000 | 31,000 |
| | 〃 諏訪で最高額の施設 | 172,000円 | 55,000 | 86,000 | 31,000 |
| 第1段階 | 多床室(従来施設) | 24,000円 | 9,000 | 0 | 15,000 |
| | ユニット型個室(新施設) | 49,000円 | 9,000 | 25,000 | 15,000 |
| 第2段階 | 多床室(従来施設) | 37,000円 | 12,000 | 10,000 | 15,000 |
| | ユニット型個室(新施設) | 52,000円 | 12,000 | 25,000 | 15,000 |
| 第3段階 | 多床室(従来施設) | 55,000円 | 20,000 | 10,000 | 25,000 |
| | ユニット型個室(新施設) | 96,000円 | 20,000 | 51,000 | 25,000 |

注1) 介護保険1割負担額は要介護度によって異なります

注2) 金額は概ねの月額金額です

経済力があれば介護入所施設を選択して入所できます

21. 1. 1 矢島義恭

A 施設への入所や利用料金は施設との契約で決まります (特養の入所だけは例外)

B 個室化がすすんでいます

【部屋の広さ】 トイレ等含め約18㎡～25㎡と狭く、イメージ的には「ワンルームマンション」です

- 「特養（特別養護老人ホーム）」の個室化 1施設 50～100人定員、新設には29人以下も
 介護保険の入所施設「特養」は4人が一部屋で暮らす「多床室」が基本でしたが、厚労省は個室化をすすめていて、近年開設はすべて「ユニット型個室」とよばれる個室です。厚労省は7割を個室化することを目標にしています。諏訪圏域では20年度末で13施設総定員825人のうち、「洗心荘」「白駒の森」「第2グレイスフル岡谷」「りんどう荘」「かりんの里（増設）」の5施設291人で35%です。
- 「老健（介護老人保健施設）」の個室化 1施設 50～150人定員
 老健も医療法人が経営するもので、病室のように4人一部屋が基本でしたが、近年個室化がすすんでいます。諏訪圏域の9施設771人のうち「さくらの」「すばらしき仲間たち」の2施設101人がユニット型個室です。
- 「グループホーム（認知症対応共同生活介護）」はすべて個室です 1施設定員9人か18人
 20年度末144室、23年度末計画243室
- 「有料老人ホーム」「高齢者賃貸住宅」「ケアハウス」はすべて個室です
 多くが50～70人定員、近年は29人以下もあります
 20年末現在、約11施設、総定員約500室

C 利用料金（月額）

- 「特養や老健」の月額利用料（ユニット型個室）
 15万円前後、諏訪の最高額施設は17.2万円にもなります (4段階以上減免なし)
 福祉法人や医療法人の経営、公営も若干あります
- 「グループホーム」
 10～14万円が65%を占め（県長寿課）、これより高い所も17%あります
 福祉法人をはじめ各種の法人の経営
- 介護付き終身対応「有料老人ホーム」「高齢者賃貸住宅」 空室があり入所が容易
 月額20万円前後 新設施設では低めになる傾向
 入居一時金 300～500万円が多い 新設施設では一時金なしの施設も出てきた
 福祉法人をはじめ、株式会社など各種の法人の経営

〔資料〕 1 諏訪の総ての介護入所施設の一覧表 平成19年末作成

<http://yyyajinet.hp.infoseek.co.jp/sumikasawa2.pdf>

2 諏訪の有料老人ホームや高齢者賃貸住宅の利用料金一覧表

平成19年末作成 <http://yyyajinet.hp.infoseek.co.jp/koujuuichiran.pdf>

平成20年末作成 <http://homepage3.nifty.com/y-yajima/koujuuichiranyoko.pdf>

注) 各々A3判ですので、A4でプリントアウトしたら、コピー機でA3に拡大コピーしてください